

100 周年記念定期預金「アニバーサリー 100 感謝」

2026年9月15日現在

1. 商品名(愛称)	・ 自由金利型定期預金(M型)(100 周年記念定期預金アニバーサリー 100 感謝)
2. 販売対象	・ 個人のお客さまのみを対象とさせていただきます。 ・ 流動性預金・定期積金からの振替も可とします。(当金庫定期預金からの預け替えは対象外となります。)
3. 期間	・ 定型方式 1年 ・ 自動継続(元金継続、元利金継続)
4. 取扱期間	・ 2026年9月15日(火)～2026年12月30日(水) ※但し取扱期間中であっても販売枠に達し次第、販売を終了します。
5. 販売枠	・ 100億円
6. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括してお預け入れいただきます。 ・ 10万円以上5,000万円以内(1預金者あたり5,000万円以内) ・ 1円単位
7. 払戻方法	・ 満期日以後に元金とお利息を一括してお支払いします。 自動継続扱いのため、満期日到来前に自動継続扱いを中止する旨のお届けをいただく必要があります。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利(下記適用金利を初回満期日まで適用します。) ・ 1年 年1.00%(税引後 年0.796%) 本商品の金利適用期間は、初回満期日までとなります。以後1年毎の自動継続日には、預入金額に応じた1年ものの店頭表示金利を適用します。 ・ 満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
9. 税金	・ 20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%) ※ただしマル優をご利用の場合は除きます。 注) 2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税(0.315%)」が付加課税されます。
10. 手数料	——
11. 付加できる 特約事項	・ マル優のお取扱いができます。 マル優の資格要件等マル優制度の内容については窓口までお問い合わせください。
12. 中途解約時の お取扱い	・ 満期日前に解約される場合は、下記の預入期間に応じた中途解約利率を適用し、預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息を元金とともにお支払いいたします。 〈中途解約利率〉 6ヵ月未満…解約日の普通預金利率 6ヵ月以上1年未満…約定利率の50%
13. 金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示装置または窓口へご照会下さい。
14. 預金保険	・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円まで(決済用預金を除きます)とその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護の対象となります)
15. その他参考と なる事項	・ 自動継続後は、スーパー定期1年もの(自動継続式)となります。継続後商品のくわしい内容は「スーパー定期〈単利型〉」の商品概要説明書をご参照ください。 ・ 自動継続停止における、満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 初回満期日までは、「預金担保」および「総合口座」のお取扱いはできません。 ・ 本商品のご契約は、店舗のみとなります。インターネットバンキング・アプリ又はATMでのご契約はできません。

16. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-3742-0621）にお申し出ください。
	紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一がございます。 ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。